

伊丹市スポーツ協会優秀指導者表彰規程

第1条（目的）

この規程は、スポーツ競技に優秀な成績をおさめた選手を指導、育成したものを表彰することを目的とする。

第2条（被表彰者の資格）

次の各号に該当するもので、伊丹市スポーツ協会加盟団体が推薦するもの。

- （1）永年にわたり優秀な成績をおさめた選手および団体を数回育成し、優秀指導者としての品格を備えていると認められるもの。
- （2）永年にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任する指導者で、品格を備えていると認められるもの。

第3条（選考並びに決定）

第2条により、推薦されたものについて伊丹市スポーツ有識者会議において審議した後、後に理事会において選考決定する。

第4条（表彰の時期）

第3条により表彰が決定されたものについては、その当該年度の市民スポーツ祭開会式においておこなう。

第5条（申請の方法）

第2条に該当するものがあるときは、所定の期日までに所定の用紙に下記事項を記載して、スポーツ協会会長に提出する。

- （1）氏名、住所、生年月日、満年齢
- （2）所属団体名及び所属期間
- （3）業績
- （4）推薦理由
- （5）その他、特記すべき事項

第6条（細則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

（付則）

- （1）本規程の変更は評議員会（総会）において出席評議員の過半数の同意を得なければならない。
- （2）本規程は、平成25年5月22日から実施する。
- （3）本規定は、令和4年5月11日一部改正実施する。

伊丹市スポーツ協会優秀指導者表彰規程の運用について

1. 規程第2条（被表彰者の資格）の取り扱いについて
「永年にわたり」の永年とは、20年で40歳以上のものとする。
2. 規程第2条（1）の取り扱いについて
「優秀な成績」とは、下記のとおりとする。
 - ①国際競技大会に日本代表として出場した個人および団体。
 - ②全国大会で優勝またはこれに準ずる成績をおさめた個人および団体。
 - ③国民体育大会等に連続して5回以上出場した個人および連続して3回以上出場した団体。
3. 規程第2条（1）の取り扱いについて
「数回」とは、3回以上とする。
4. 規程第2条（2）の取り扱いについて
「特に顕著な功績」とは、伊丹市スポーツ有識者会議で審議し、承認を得たものとする。
5. 規程第2条（2）の取り扱いについて
「退任する指導者」には、既に退任した指導者を含む。
6. 規程第5条（5）の取り扱いについて
「その他、特記すべき事項」には、伊丹市スポーツ有識者会議において審議するために必要な情報を提供するものとする。
7. 付則
 - （1）本運用は、平成25年5月22日から実施する。
 - （2）本運用は、令和4年5月11日一部改正実施する。